

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 当地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当会のエリアは、広島市安佐北区の旧可部町地区・旧安佐町地区、安佐南区の旧佐東町地区であり、二つの区にまたがっている。

JR 可部線や広島市中心部と県北部を結ぶバス路線により、昭和 40 年代頃から団地の造成など、通勤・通学に便利な宅地化が進み、特に旧佐東町地区は高速道路の IC もあり大型の商業集積も伴い人口の増加がみられている。

平成 26 年 8 月 20 日に発生した豪雨災害で見られたように、短時間での豪雨には地質の脆弱性による土砂災害などの危険度が非常に高く、太田川・根の谷川・三篠川が合流する箇所を起点とする河川の増水・氾濫、水位上昇を含め、被災後に砂防ダム建設や河川拡幅工事が進んでいるものの災害リスクは非常に高い。

広島県や広島市が示しているハザードマップや防災マップなどを活用し、災害のリスクへ備える必要がある。

■ 広島市洪水ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/17890.html>

■ 洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■ 太田川河川事務所 HP：太田川水系洪水浸水想定区域図

<http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/bousai/flood2/flood2.html>

■ 広島県河川課 HP：平成 27 年水防法改正に基づく、洪水浸水想定区域の指定状況

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/shinsou.html>

(土砂災害：ハザードマップ)

当商工会地域は平野部が少ない地域であり、山林を切り開いて造成した住宅地が広がっており、広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び広島市が公表している「広島市土砂災害ハザードマップ」によると、土砂災害警戒区域等に指定された土石流や崖崩れが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地である。

■ 広島市土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/2663.html>

■ 土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/Top.aspx>

(地震：広島市地震想定報告書・広島市地震防災マップ)

「広島市地震想定報告書」及び「広島市地震防災マップ」によると、南海トラフ地震においては最大震度 6 弱の地震が 30 年以内に 70%～80%の確率で発生すると予想されている。また、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震においては最大震度 6 弱の地震が 30 年以内に 40%程度の確率で発生すると予想されている。

また、発生時期および確率は不明だが、広島市近郊において現在確認されている断層を震源とする地震が想定されている。具体的には、五日市断層による地震において最大震度 6 強、己斐-広島西緑断層帯による地震において最大震度 6 強、岩国断層帯による地震において最大震度 5 強、広島湾-

岩国沖断層帯による地震において最大震度 6 弱の地震が発生すると予想されている。

■広島市地震被害想定報告書

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigainfo/17847.html>

■広島市地震防災マップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigainfo/484.html>

※ 役職員はもとより、会員には上記ポータルサイトを紹介し、その利用方法を周知し、災害へ備える体制をつくる必要がある。

(2) 商工業者の状況と管内人口

① 経済センサスからの事業者数等

(表 1)

商工業者数	3,768 者	(平成 26 年経済センサス)
小規模事業者数	2,894 者	(平成 26 年経済センサス)
商工業者の会員数	1,493 者	(令和 2 年 9 月 30 日現在)
管内人口	118,209 人(令和 2 年 4 月 1 日)	安佐北区 可部 56,384 人 安佐北区 安佐 18,445 人 安佐南区 佐東 43,380 人

② 当会の会員における業種別の商工業者

(表 2) 令和 2 年 9 月 30 日現在

	商工業者等数
建設業	498
製造業	122
卸売業	27
小売業	236
飲食業・宿泊業	88
サービス業	298
その他	224
計	1,493

(3) これまでの取組

1) 広島市の取組

(1) 防災計画等の策定状況

- ・ 広島市危機管理計画
(地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、
事件・事故等対応計画)
- ・ 広島市地域強靱化計画

(2) 防災訓練の実施

- ・ 個別訓練の実施
- ・ 広島市総合防災訓練の実施
- ・ 区防災訓練の実施
- ・ 学校での避難確保計画の作成及び防災訓練の実施

(3) 防災備品の備蓄

平成 25 年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難者のうち、避難所滞在者、約 12 万 1 千人を対象として、生命の維持や人間の尊厳性を確保するため、1 日分の食料・生活必需品等を備蓄している。

2日目以降は、県や被災地外から調達することとする。

2) 当会の取組

- ①平成26年8月豪雨災害時に、災害情報の収集と支援窓口を開設し、県連を経由し広島市、広島県へ情報提供した。義援金の配布、事業所・地域へのボランティア活動を実施。
- ②事業者BCPに関する国の施策を理事会で周知。BCP策定に係る参考資料の配布。
- ③広島安佐商工会BCPを理事会で承認。
- ④役職員の緊急連絡網の整備。
- ⑤広島県共済協同組合と連携した損害保険への加入促進。
- ⑥平成30年7月豪雨時に被災状況の収集を実施。
- ⑦安佐地区5商工会でBCP策定に係る共同講習会を開催。(令和2年7月)
- ⑧広島市避難誘導アプリ「避難所へGo!」の会員への周知。
- ⑨LINE WORKSを導入し職員の安否確認情報を試験的に実施。

II 課題

- ・災害マニュアル本やBCP策定のチラシ等を当会役員や会員へ配布してきた経緯はあるものの、特に一般会員に向けては緊急時の取組について明確で具体的な対応策を講じていない。
- ・火災や自然災害などが実際に発災した時、水害、地震など個々の事案での対応手順を役職員それぞれが認識する必要があり、そのための定期的なマニュアルの見直しとそれに伴う訓練など一体性のある計画の更新が必要となっている。
- ・被災時に復旧のための源泉となる火災保険・共済保険などの備えを助言するための経営指導員等職員の知識を一層向上させ、総合的に指導できる体制を整備する必要がある。
- ・当商工会の活動地域が安佐北区と安佐南区にまたがっており地域が広く、職員数も限られているので役職員の計画的で明確・迅速な連携が必要となる。

III 目標

- ・役職員の人命を守り、事業活動の早期復旧を支援することのできる計画を策定する。
- ・巡回・窓口相談時等に地区内小規模事業者に対しハザードマップ等を利用し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業所BCP作成の支援を行う。令和3年度からの2年間はスタートアップとし、令和5年度以降は職員の指導能力と経験値を高めながら計画書の見直しも含め経営指導員1人当たり2件以上の作成件数とする。

【目標数】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援対象事業者数	14	14	28	28	56
BCP作成事業者数	7	7	14	14	28

※経営指導員数 7人

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

広島安佐商工会と広島市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

近年多発する大規模な自然災害など、日々の経営継続上のリスクから企業を守るための対策として以下の事項を実施する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所データによる自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ②会報紙、ホームページ、SNS、新聞折込等において国の施策の紹介や、リスク対応の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取り組み可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 広島安佐商工会自身の事業継続計画を作成

- ・当会は、自身の事業継続計画を作成し、商工会自体が被災した時も即時に地域小規模事業者の支援が行えるように備える。
- ・広島安佐商工会は、令和2年度事業継続計画を作成(別添BCPマニュアルのとおり)

3) 関係団体等との連携

- ・広島市内の商工会と日頃から情報共有を行いながら発災時の連携に備える。
- ・行政機関及び日本生活金融公庫との連携強化に取り組み、広島県中小企業共済協同組合やその他損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした保証制度の紹介や啓発セミナーを共同で実施する。

4) フォローアップ

- ・当会及び当市、市内他商工会等と必要に応じて、状況確認や改善点等について協議する。

【5カ年計画目標数値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BCP作成支援事業者数	7	7	14	14	28
フォローアップ回数	21	21	42	42	84

※フォローアップ回数=BCP作成支援事業者数×3回

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(地震・マグニチュード6を想定)が発生したと仮定し、各関係機関との連絡ルートの確認等を行う。

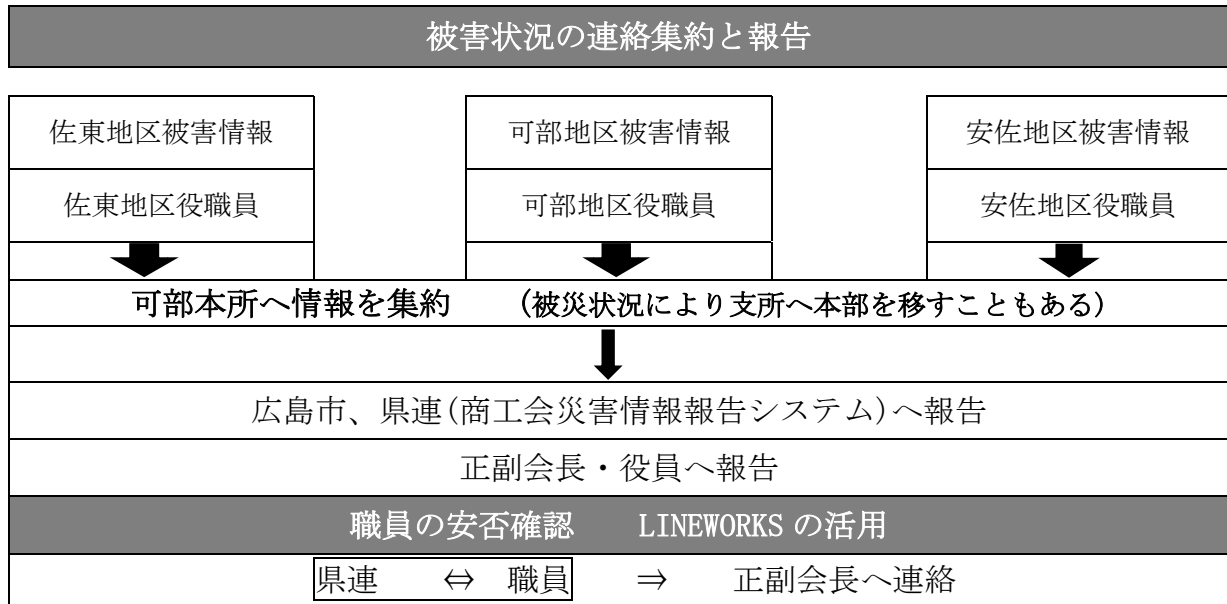
(訓練は広島安佐商工会事業継続計画・BCPマニュアルに沿って実施する)

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、BCPマニュアル(商工会BCP)をもとに下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

- 1) 応急対策の実施可否の確認(商工会BCPに沿って実施)
 - ・発災後、3時間以内に職員の安否報告を行う。(LINEWORKSなどのSNSの活用、電話で確認)
 - ・就業中の場合はSNS等を活用して業務従事者がいるか否かなどを確認し、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を当会と広島市で共有する。
- 2) 応急対策の方針決定(商工会BCPに沿って実施)
 - ・広島安佐商工会と広島市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 - ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
 - ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
 - ・職員に対しての事務連絡は A. LINEWORKS B. 電話 C. メール の順で情報伝達を行う。

【組織図および連絡図】 BCPマニュアル(商工会BCP) 災害時連絡網による



(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、比較的大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする

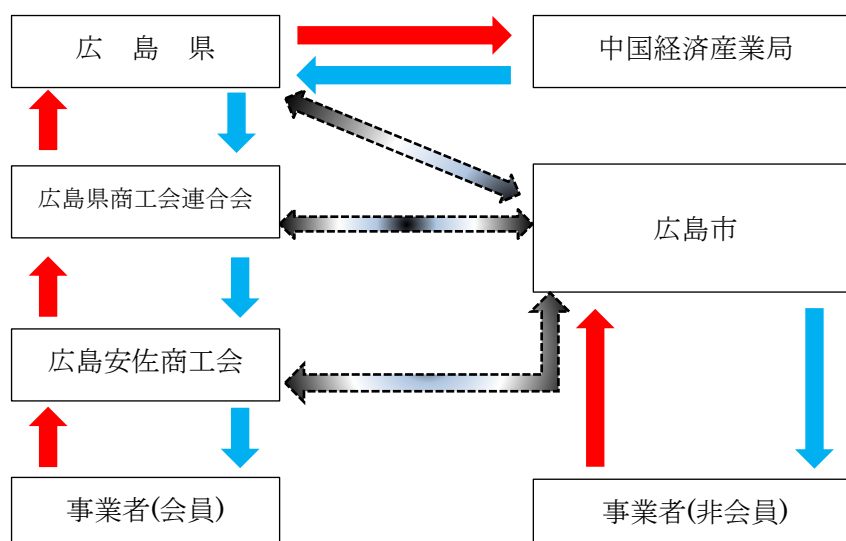
- ・本計画により、広島安佐商工会と広島市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回共有する

※ 必要に応じて随時情報の共有を行う。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する。(メールまたはFAX)
- ・当会は、全国商工会連合会の「情報災害システム」に入力した被害状況を活用し、広島市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、広島市と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や広島県、広島市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

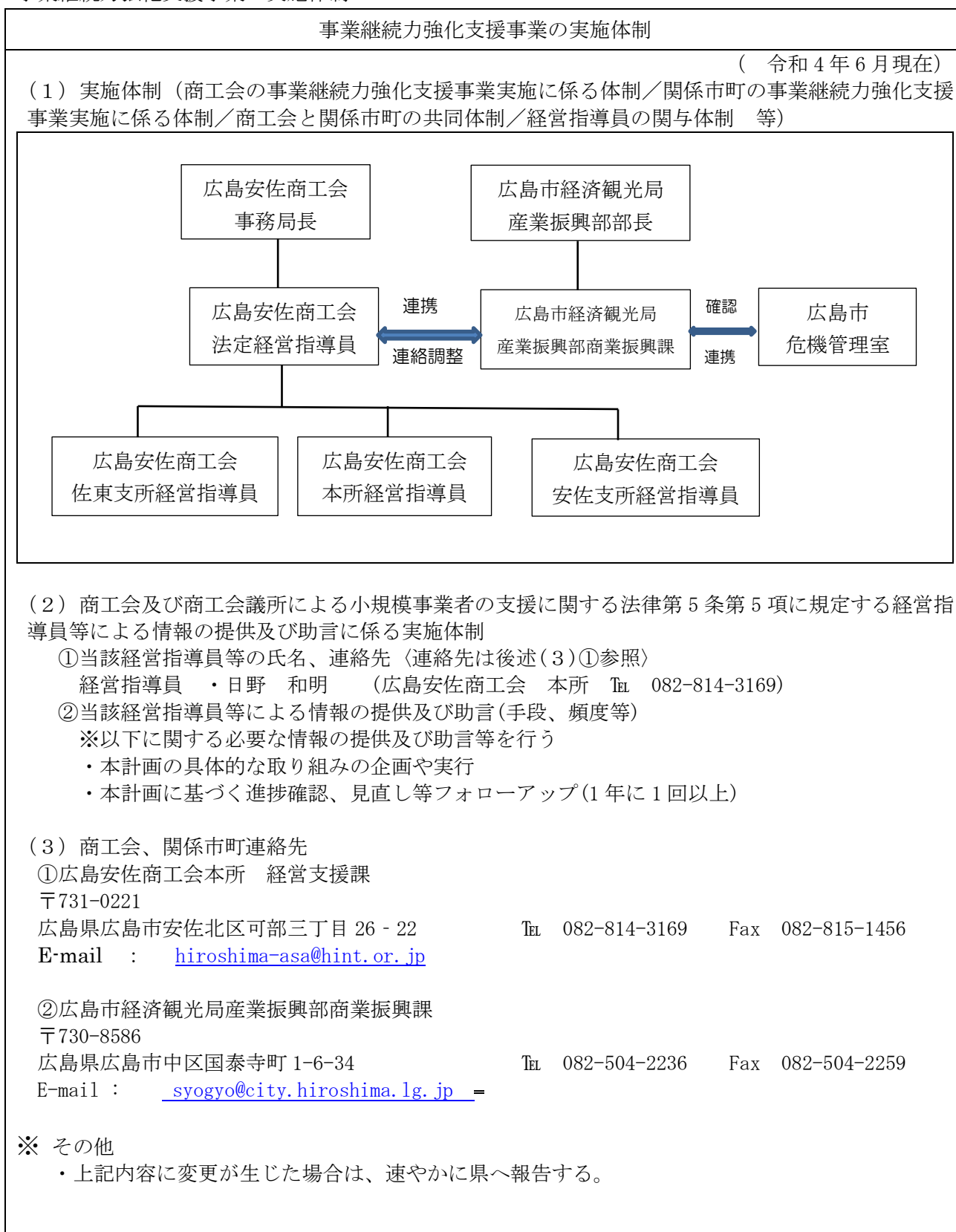
- ・広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や広島市、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	644,000	644,000	844,000	844,000	1,244,000
・セミナー開催費	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000
・パンフ、チラシ制作費	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000
・通信運搬費	114,000	114,000	114,000	114,000	114,000
・専門家派遣費	200,000	200,000	400,000	400,000	800,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、広島市補助金、広島県補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
① ② ③